

看護小規模多機能型居宅介護

『 自己評価及び運営推進会議における評価 実施の流れ 』

【1】事業所内で、勉強会を開催する。

【2】全ての従業者（管理者を含む）が、従業者等自己評価（別紙3-1）を作成する。

【3】従業者等自己評価（別紙3-1）をもとに、事業所全体で話し合い、事業所自己評価（別紙3-2）を作成する。

【4】運営推進会議において、事業所自己評価（別紙3-2）について説明し、ご意見をいただく。

※運営推進会議には、区職員又は地域包括支援センター職員と、知見を有する公正・中立な第三者の参加が必要。

【5】運営推進会議で得たご意見をもとに、運営推進会議における評価 ※公表用（別紙3-3）を作成する。

【6】完成した運営推進会議における評価 ※公表用（別紙3-3）を公表し、板橋区介護保険課の施設整備・事業者指定係に提出する。